

島根



平成17年3月18日 (金) 第 1,659 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

目 次

 \bigcirc

		•••••
規則		
島根県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則	(総務調	≹) 3
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	(人 事 部	≹) 3
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則	(景観自然調	₹) 4
島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する	(健康福祉総務語	₹) 4
規則		
島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則	(労働政策調	₹) 5
告示		
職員の研修に関する事務の受託の廃止 (3件)	(人 事 部	₹) 5
公平委員会の事務の受託の廃止 (3件)	(市 町 村 部	₹) 6
字の区域の廃止	(") 7
騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等の一部改正	(環境政策	₹) 8
振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等の一部改正	(") 8
騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正	(") 9
悪臭原因物の排出を規制する地域及び特定悪臭物質の規制基準	(") 9
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務語	₹) 11
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(") 11
生活保護法に規定による介護機関の指定	(") 11
民生委員の市町村別定数の一部改正	(") 12
青少年に販売等してはならない図書	(青少年家庭詩	₹) 12
青少年に観覧させてはならない興行	(") 12
農地法第3条第2項第5号の規定による別断面積の設定の一部改正	(農業経営詩	₹) 13
家畜伝染病予防法第5条の規定に基づく検査の実施	(畜産振興部	₹) 14
家畜伝染病予防法第6条の規定に基づく注射の実施	(") 17
換地処分 (4件)	(農村整備部	₽) 17
解除予定保安林	(森林整備部	₹) 18
保安林予定森林	(") 18
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅	(水 産 説	₹) 19
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(経営支援部	₹) 19
建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領の一部改正	(土木総務調	₹) 20
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用地対策調	₹) 20
道路の区域の変更	(道路維持部	₹) 22
道路の供用開始	(") 23
都市計画事業変更の認可	(都市計画部	₽) 23
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(建築住宅詩	₹) 24
島根県指定金融機関等の名称等の一部改正	(会計 誘	₹) 24

公 告				:
特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧	(環境	竟生活総	務課)	24
特定調達公告				
地方税電子申告システム導入に係る審査システムの機器リース及び保守一式に係	(税	務	課)	25
る競争入札の参加資格等				
地方税電子申告システム導入に係る審査システムの機器リース及び保守一式に係	(")	26
る一般競争入札の実施				
島根県松江工業高等学校電子計算組織一式の調達に係る一般競争入札の落札者等	(教	育施影	设課)	28
教委規則				
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(教)	育庁総	務課)	28
人委規則				
市町村合併に伴う関係規則の整備に関する規則				29
公安規則				
島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警	察本	部)	30
島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(")	32
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則	(")	32
市町村合併に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則	(")	43
公安告示				
警察署の分庁舎の設置	(")	45
:				:

公布された条例等のあらまし

島根県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則 (規則第15号)

- 1 規則の概要
- (1) 諮問実施機関の申出に利用停止決定等を加えることとした。
- (2) その他規定の整理
- 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第16号)

1 規則の概要

平成17年3月31日における松江市、八東郡鹿島町、同郡島根町、同郡美保関町、同郡八雲村、同郡玉湯町、同郡宍道町及び同郡八東町の合併による松江市の設置並びに仁多郡仁多町及び同郡横田町の合併による同郡 奥出雲町の設置に伴い、位置に係る町の名称を改正することとした。

2 施行期日

平成17年3月31日から施行することとした。

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第17号)

- 1 規則の概要
- (1) 文化財保護法の改正に伴う規定の整理 (第12条関係)
- (2) 提出書類の部数を変更することとした。 (第29条関係)
- (3) その他規定の整理
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、 1 の(1)及び(2)については、平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (規則第18号)

1 規則の概要

知的障害者更生相談所を心と体の相談センターに改めることとした。 (第5条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則 (規則第19号)

- 1 規則の概要
- (1) 訓練科の編成を改正することとした。 (別表関係)
- (2) その他規定の整理
- 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

規規則

島根県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第15号

島根県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

島根県個人情報保護審査会規則(平成14年島根県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第45条」に改める。

第4条中「又は訂正等の決定」を「、訂正等の決定又は利用停止決定等」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第16号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則(平成15年島根県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第48条第1項中「八束郡宍道町」を「松江市」に改める。

第57条第 5 項の表木次農林振興センター農業普及部仁多地域農業普及部の項中「仁多郡仁多町」を「仁多郡奥出雲町」 に改める。

第70条第1項中「八束郡宍道町」を「松江市」に改める。

第72条第4項の表水産試験場研究開発部鹿島浅海分場の項中「八束郡鹿島町」を「松江市」に改める。

第85条第3項の表木次土木建築事務所仁多土木事業所の項中「仁多郡仁多町」を「仁多郡奥出雲町」に改める。

附則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第17号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則(平成4年島根県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第9条各号を次のように改める。

- (1) 独立行政法人緑資源機構
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (3) 独立行政法人雇用·能力開発機構
- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (6) 独立行政法人水資源機構
- (7) 独立行政法人国立病院機構
- (8) 独立行政法人都市再生機構
- (9) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (10) 国立大学法人
- (11) 日本下水道事業団
- (12) 地方住宅供給公社
- (13) 土地開発公社
- (14) 日本郵政公社
- (15) 日本道路公団

第12条第1項第1号中「第80条第1項」を「第125条第1項」に、「第56条の13第1項」を「第81条第1項」に、「第80条の3第1項」を「第127条第1項」に、「第83条の3第1項」を「第143条第1項」に改め、同項第2号中「第17条第3項」を「第13条第3項」に、「第18条第3項」を「第14条第3項」に、「第20条第1項」を「第26条第1項」に改め、同項第5号中「第13条第4項」を「第11条第4項」に、「第15条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第14条第1項第1号中「第80条第1項ただし書」を「第125条第1項ただし書」に、「第56条の13第1項ただし書」を「第81条第1項ただし書」に、「第80条の3第1項ただし書」を「第127条第1項ただし書」に、「第83条の3第1項」を「第143条第1項」に改め、同項第2号中「第17条第7項」を「第13条第9項」に、「第18条第6項」を「第14条第8項」に改め、同項第5号中「第13条第8項」を「第11条第8項」に改める。

第29条第1項中「2部」を「1部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条第1項第1号の改正規定、第14条第1項第1号の改正規定及び第29条第1項の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第18号

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則(平成16年島根県規則第85号)の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までの改正規定のうち、	第5条第4号に係る部分中	「知的障害者更生相談所」	を「心と体の相談セン
ター」に改める。			

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第19号

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

島根県立高等技術校規則(昭和45年島根県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

別表島根県立出雲高等技術校の項中 インテリア木工科 10人 1 年 を

建具製作科	10人	1年	に改める。
介護サービス科	10人	1年	に区のる。
			1

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

告示

島根県告示第308号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第 2 項の規定に基づき、平成16年 3 月21日をもって、次に掲げる市町の職員の研修に関する事務の受託を廃止するので、同法第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の2 第 2 項の規定により告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

市町

出雲市

平田市

簸川郡佐田町

簸川郡多伎町

簸川郡湖陵町

簸川郡大社町

島根県告示第309号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、平成16年3月30日をもって、次に掲げる市町村の職員の研修に関する事務の受託を廃止するので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

市町村

松江市

八束郡鹿島町

八束郡島根町

八束郡美保関町

八束郡八雲村

八束郡玉湯町

八束郡宍道町

八束郡八束町

島根県告示第310号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年3月30日をもって、次に掲げる町の職員の研修に関する事務の受託を廃止するので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

町

仁多郡仁多町

仁多郡横田町

島根県告示第311号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第 2 項の規定に基づき、平成17年 3 月21日をもって、島根県と次に掲げる町との間の公平委員会の事務の受託を廃止するので、同法第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の2 第 2 項の規定により告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

町

簸川郡佐田町

簸川郡多伎町

簸川郡湖陵町

簸川郡大社町

島根県告示第312号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年3月30日をもって、島根県と次に掲げる町村との間の公平委員会の事務の受託を廃止するので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

町村

八束郡鹿島町

八束郡島根町

八束郡美保関町

八束郡八雲村

八束郡玉湯町

八束郡宍道町

八束郡八束町

島根県告示第313号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第 2 項の規定に基づき、平成17年 3 月30日をもって、島根県と次に掲げる町との間の公平委員会の事務の受託を廃止するので、同法第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

町

仁多郡仁多町

仁多郡横田町

島根県告示第314号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、日原町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による土地 改良事業名鹿足(日原)地区下左鎧工区の換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

鹿足郡日原町大字須川の字を廃止する区域

大	字	字	地番			
須川		坂根	1603 σ 1 、1603 σ 2 、1604 σ 2 、1604 σ 3			
		坂根上	1605 o 1			
		程ヶ溢尻	1640、1643			
		横畠	1644から1647まで、1650、1651、1654			
		横畑ヶ	1646 Ø 1			
		横畠ヶ	6 ග 2			
		横畑	48			
		弥九郎原	1709、1711、1715			
		弥九郎原上	1710			
		弥九郎	1713、1714			
		弥九郎原下	1716			
		弥九郎原上ミ	1720 o 1			

たづヶ久保	1752、1775、1776
曽根	1753、1754
一ノ谷	1768 o 1 、1768 o 2 、1771
一ノ谷上	1769
一ノ谷下	1770、1772
しょぶヶ久保	1773
たつヶ久保	1774

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

(ただし、上記地番は、平成16年12月17日現在のものである。)

島根県告示第315号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等(昭和62年島根県告示第312号)の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第1第1種区域の項指定地域の欄中「出雲市」の次に「(旧大社町の区域を除く。)」を加え、「平田市」を削り、同表第2種区域の項指定地域の欄中「出雲市」の次に「(旧大社町の区域を除く。)」を加え、「平田市」を削り、同表第3種区域の項指定地域の欄中「平田市」を削り、「出雲市」の次に「(旧大社町の区域を除く。)」を加え、同表第4種区域の項指定地域の欄中「平田市」を削り、同表備考第3号中「関係健康福祉センター」を「関係保健所」に改め、同表備考中第3号を第4号とし、第2号の次に次のように加える。

3 「旧大社町」とは、平成17年3月21日現在のものをいう。

別表第2のa区域の項指定地域の欄中「出雲市」の次に「(旧大社町の区域を除く。)」を加え、「平田市」を削り、 同表b区域の項指定地域の欄中「出雲市」の次に「(旧大社町の区域を除く。)」を加え、「平田市」を削り、同表c区 域の項指定地域の欄中「平田市」を削り、「出雲市」の次に「(旧大社町の区域を除く。)」を加え、同表備考に次のよ うに加える。

3 「旧大社町の区域」とは、平成17年3月21日現在のものをいう。

島根県告示第316号

振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等(昭和62年島根県告示第313号)の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第1第1種区域の項指定地域の欄中「出雲市」の次に「(旧大社町の区域を除く。)」を加え、「平田市」を削り、同表第2種区域の項指定地域の欄中「平田市」を削り、「出雲市」の次に「(旧大社町の区域を除く。)」を加え、同表備考第3号中「関係健康福祉センター」を「関係保健所」に改め、同表備考中第3号を第4号とし、第2号の次に次のように加える。

3 「旧大社町の区域」とは、平成17年3月21日現在のものをいう。

別表第2中「平田市」を削り、同表備考中「関係健康福祉センター」を「関係保健所」に改める。

島根県告示第317号

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定(平成12年島根県告示第204号)の一部を次のように改正し、平成17年3月22日から施行する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

「関係健康福祉センター」を「関係保健所」に改め、表Aの項当てはめる地域の欄中「平田市」及び「大社町」を削り、同表Bの項当てはめる地域の欄中「平田市」及び「大社町」を削り、「出雲市」の次に「(旧湖陵町の区域を除く。)」を加え、同表Cの項当てはめる地域の欄中「平田市」及び「大社町」を削り、同表備考第3号中「いう」を「いい、「旧湖陵町の区域」とは、平成17年3月21日現在のものをいう」に改める。

島根県告示第318号

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域(以下「規制地域」という。)並びに同法第4条第1項第1号の規定に基づく事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準(以下「敷地境界線規制基準」という。)及び同項第2号の規定に基づく事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準(以下「気体排出口規制基準」という。)を次のように定め、平成17年3月18日から施行する。

当該地域を表示した図面は、島根県環境生活部環境政策課、関係保健所及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準(平成3年島根県告示第733号)、悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準(平成3年島根県告示第734号)、悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準(平成3年島根県告示第735号)、悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準(平成3年島根県告示第736号)、悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準(平成3年島根県告示第737号)、悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準(平成3年島根県告示第738号)、悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準(平成3年島根県告示第738号)及び悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準(平成3年島根県告示第739号)及び悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準(平成3年島根県告示第739号)及び悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準(平成3年島根県告示第740号)は、廃止する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

1 悪臭原因物の排出を規制する地域

地域の区分	地域の区分	規制地域
A地域	松江市	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1
	浜田市	号の規定に基づく用途地域(以下「用途地域」とい
	出雲市(旧大社町の区域を除く。)	う。)のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居
	益田市	専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住
	安来市	居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居
	江津市	地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
	玉湯町	
B地域	松江市	用途地域のうち工業地域
	出雲市	
	安来市	
	浜田市	用途地域のうち工業地域並びに外ノ浦町、野原町、吉地

	町、穂出町及び内田町の全部並びに松原町、天満町、港
	町、瀬戸ケ島町、清水町、生湯町、長沢町、黒川町、相
	生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、原井町、熱田町、長浜
	町、周布町、日脚町、治和町、津摩町、内村町、上府
	町、国分町、久代町及び下府町のそれぞれ一部
益田市	用途地域のうち工業地域並びに中須町の全部並びに中吉
	田町、中島町、久城町、下本郷町、乙吉町及び須子町の
	それぞれ一部
江津市	用途地域のうち工業地域並びに金田町、波子町、二宮村
	神村、二宮町羽代、千田町、有福温泉町、川平町南川
	上、松川町市村、松川町上河戸、松川町八神、浅利町、
	都治町、波積町本郷、波積町北、黒松町及び島の星町の
	全部並びに江津町、嘉久志町、和木町、渡津町、都野津
	町、敬川町、二宮町神主、跡市町、松川町下河戸、松川
	町太田及び後地町のそれぞれ一部

2 特定悪臭物質の規制基準

	敷地境界線規制基準 (ppm)		気体排出口規制基準
特定悪臭物質	A 地域	B地域	敷地境界線規制基準を基
アンモニア	1	2	礎として悪臭防止法施行
メチルメルカプタン	0.002	0.004	規則(昭和47年総理府令
硫化水素	0.02	0.06	第39号)第3条に定める
硫化メチル	0.01	0.05	方法により特定悪臭物質
二硫化メチル	0.009	0.03	(メチルメルカプタン、
トリメチルアミン	0.005	0.02	硫化メチル、二硫化メチ
アセトアルデヒド	0.05	0.1	ル、アセトアルデヒド、
スチレン	0.4	0.8	スチレン、プロピオン
プロピオン酸	0.03	0.07	酸、ノルマル酪酸、ノル
ノルマル酪酸	0.001	0.002	マル吉草酸及びイソ吉草
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	酸を除く。)の種類ごと
イソ吉草酸	0.001	0.004	に算出した流量

備考

- 1 B地域のうち次に掲げる地域のメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及びトリメチルアミンの 4 物質に係る 敷地境界線規制基準 (ppm) は、A地域の基準とする。
 - ア 浜田市外ノ浦町、野原町、吉地町、穂出町及び内田町並びに江津市二宮町神村、二宮町羽代、千田町、松川町下河戸、松川町上河戸、松川町八神及び島の星町の全部
 - イ 浜田市松原町、天満町、港町、瀬戸ケ島町、清水町、生湯町、長沢町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、原井町、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町、津摩町、内村町、上府町、国分町、久代町及び下府町並びに江津市江津町、金田町、嘉久志町、和木町、渡津町、都野津町、敬川町、波子町、二宮町神主、跡市町、有福温泉町、川平町南川上、松川町市村、松川町太田、浅利町、都治町、後地町、波積町本郷、波積町北及び黒松町のそれぞれ一部
- 2 B地域のうち次に掲げる地域の硫化水素の敷地境界線規制基準(ppm)は、0.05とする。

- ア 益田市中須町の全部
- イ 益田市中吉田町、中島町、久城町、下本郷町、乙吉町、須子町及び高津町のそれぞれ一部
- 3 B地域のうち次に掲げる地域のアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及びトリメチルアミンの 5 物質に係る敷地境界線規制基準 (ppm) は、A地域の基準とする。

江津市金田町、波子町、跡市町、有福温泉町、川平町南川上、松川町市村、浅利町、都治町、後地町、波積町本郷、波積町北及び黒松町のそれぞれ一部

4 「旧大社町の区域」とは、平成17年3月21日現在のものをいう。

島根県告示第319号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2 第1 号の規定により告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
出雲休日診療所	出雲市塩冶善行町 1 番地	平成17年3月13日

島根県告示第320号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
出雲休日診療所	出雲市今市町72 - 4	平成17年 3 月12日

島根県告示第321号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居 宅介護支援事業者		訪問看護ステーション・居宅介護事業 居宅介護支援事業所 実施する事業						指定	
名	称	主たる事務所 の所在地	夫肥りる事業	名	称	所	在	地	年月日
堀建設株式	会社	鹿足郡日原町日原 262番地	通所介護	通所介護事 リデイ	業所亦	鹿足郡 506 - 3		町河村	平成17年 2月1日
堀建設株式	式会社	鹿足郡日原町日原 262番地	痴呆対応型共 同生活保護	グループホ 心彩	ニーム 悠	鹿足郡 506 - 3		町河村	平成17年 3月3日

島根県告示第322号

民生委員の市町村別定数(昭和49年島根県告示第601号)の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

=+	仁多町	34人	г ≠	奥出雲町	65人	に改める。
表中	横田町	31人	~	英山芸山	00/	ICIXIO 3.

島根県告示第323号

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和40年島根県条例第21号)第6条第1項の規定に基づき、次の図書類を青 少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

指定番号	種 類	図 書 名 称	発行・出版会社名
15931	雑誌	マガジン・バン! 4月号	(株)マガジン・マガジン
15932	雑誌	COMICゲッチュ 4 月号	若生出版株式会社
15933	雑誌	Oh!ハプニング!! Vol. 3	株式会社バウハウス
15934	雑誌	マガジン ウォーA組 4月号増刊	(株)マガジン・マガジン
15935	雑誌	Kissui (きっすい) VOL.17	英知出版株式会社
15936	雑誌	Don't! (ドント!) 4月号	(株)サン出版

指定の理由

青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するお それがある。

島根県告示第324号

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和40年島根県条例第21号)第13条第1項の規定に基づき、次の興行を青少年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

指定番号	種	類	題名	配 給 会 社 名
10671	映画		地球を守れ!	エスピーオー
10672	映画		さびしい人妻 夜鳴く肉体	オーピー映画
10673	映画		官能病棟 濡れた赤い唇	新東宝映画
10674	映画		絶倫義父 初七日の喪服新妻	新日本映像
10675	映画		美人乳母 袂(たもと)の奥の…白い肌	新日本映像
10676	映画		セックス・イズ・ゼロ	アートポート

10677	映画	スパイダー・フォレスト / 懺悔	ムービーアイ・エンタテ インメント
10678	映画	新日本映像ニュース<絶倫義父 初七日の喪服新妻>	新日本映像
10679	映画	新日本映像ニュース < 美人乳母 袂 (たもと)の奥の…白い肌 >	新日本映像
10680	映画	義理の姉 いけない発情	オーピー映画
10681	映画	年上のOL 悩ましい舌使い	オーピー映画
10682	映画	和服のノーパン熟女 裾から匂う毛	新日本映像
10683	映画	復讐者に憐れみを	ライスタウンカンパニー
10684	映画	美しき覚醒	オーピー映画
10685	映画	新日本映像ニュース < 和服のノーパン熟女 裾から匂う毛 >	新日本映像
10686	映画	襦袢を濡らす蛇 - SM開華編 -	オーピー映画
10687	映画	人妻を濡らす蛇 - SM至極編 -	オーピー映画
10688	映画	ジャングル・ジュース	エスピーオー
10689	映画	義母かあさんと半熟息子	新日本映像
10690	映画	新日本映像ニュース < 義母かあさんと半熟息子 >	新日本映像
10691	映画	ピンサロ嬢 優しい指と激しい舌	オーピー映画
10692	映画	若妻ひとりH 夜まで待てない	オーピー映画
10693	映画	喪服不倫 黒足袋婦人	新日本映像
10694	映画	外人妻×スケベな妹 丸見えエロ騒ぎ	オーピー映画
10695	映画	9 Songs	ファインフィルムズ
10696	映画	新日本映像ニュース < 喪服不倫 黒足袋婦人 >	新日本映像
10697	映画	花と蛇 2 パリ/静子	東映ビデオ
10698	映画	ハードレズビアン クイック&ディープ	新東宝映画
10699	映画	しっとり熟女 三十路の昼下がり	オーピー映画

指定の理由

青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するお それがある。

島根県告示第325号

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定(平成15年島根県告示第19号)の一部を次のように改正し、平成17年3月30日から施行する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

表中八束町の部の次に次のように加える。

横田町	大字八川2500番44、2500	10アール
	番55、2500番58、2500番	
	61、2500番64、2500番	
	68、2500番71、2500番74	
	及び2500番75	

島根県告示第326号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)第 5 条の規定に基づき、検査を次のように実施する。 平成17年 3 月18日

島根県知事 澄 田 信 義

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又は	検査の方法	実施する区域	実施の期日
		その死体の種類及び範囲			
ブルセラ病	ブルセラ病	搾乳の用に供し、又は供	ブルセラ急速凝		
検査	発生予防	する目的で飼育している	集反応法とし		1日から平成
		雌牛及びこれらと同一施	て、必要に応じ	る。)、安来市(旧安来市	18年3月31日
		設内で飼育している生後	て試験管凝集反	の区域に限る。)、江津市	までに当該家
		90日を経過した牛	応法又は補体結	(旧江津市の区域に限	畜の所在地を
			合反応法とす	る。)、斐川町、温泉津	管轄する家畜
			る。	町、仁摩町、旭町	保健衛生所長
		種付けの用に供し、又は		当該家畜の所在地を管轄す	の指定する日
		供する目的で飼育してい		る家畜保健衛生所長の指定	
		る雄牛及びこれらと同一		する区域	
		施設内で飼育している生			
		後90日を経過した牛			
		家畜保健衛生所長が必要			
		と認める家畜			
結核病検査	結核病の発	搾乳の用に供し、又は供	ツベルクリン皮	浜田市、出雲市(旧出雲市	
	生予防	する目的で飼育している	内注射法	及び旧大社町の区域に限	
		雌牛及びこれらと同一施		る。)、安来市(旧安来市	
		設内で飼育している生後		の区域に限る。)、江津市	
		90日を経過した牛		(旧江津市の区域に限	
				る。)、斐川町、温泉津	
				町、仁摩町、旭町	
		種付けの用に供し、又は		当該家畜の所在地を管轄す	
		供する目的で飼育してい		る家畜保健衛生所長の指定	
		る雄牛及びこれらと同一		する区域	
		施設内で飼育している生			
		 後90日を経過した牛			
		 家畜保健衛生所長が必要			
		と認める家畜			
 ヨーネ病検	ヨーネ病の	搾乳の用に供し、又は供	エライザ法と	浜田市、出雲市(旧出雲市	
查	発生予防	する目的で飼育している	し、必要に応じ		
		雌牛及びこれらと同一施	てヨーニン検		
		設内で飼育している生後			
		6ヶ月を経過した牛	応検査又は細菌		
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			

				町、仁摩町、旭町	
		種付けの用に供し、又は	-	当該家畜の所在地を管轄す	
		供する目的で飼育してい		る家畜保健衛生所長の指定	
		る雄牛及びこれらと同一		する区域	
				9 2 12 t3/	
		施設内で飼育している生			
		後6ヶ月を経過した牛	/_F`\ 7 *	ロエム は	-
		発生地域の牛及び汚染地		県下全域	
		域から導入牛並びにこれ			
		らとの同居牛で家畜防疫			
		員が必要と認める牛	てヨーニン検査		
			又は補体結合反		
			応検査とする。		
		家畜保健衛生所長が必要	エライザ法と		
		と認める家畜	し、必要に応じ		
			てヨーニン検		
			查、補体結合反		
			応検査又は細菌		
			検査とする。		
牛海綿状脳	牛海綿状脳	牛海綿状脳症対策特別措	エライザ法	県下全域	平成17年4月
症検査	症の発生状	置法(平成14年法律第70			 1日から平 _月
	況及び動向				18年3月31日
	把握	に基づく届出対象となる			まで
	10111	牛(牛海綿状脳症対策特			0. 0
		別措置法施行規則(平成			
		15年農林水産省令第58			
		号)第4条の規定に該当			
# A = 1 II	# 0 = 11	する場合を除く。)	南洋兴州本	ロエム!*	₩#17 / F / 1
牛のブルー	牛のブルー	家畜保健衛生所長が必要	血清学的検査	県下全域	平成17年4月
タング検査	タングの発	と認める牛			1日から平月
	生予察				18年3月31日
牛のアカバ	牛のアカバ		血清学的検査	県下全域	までに当該家
ネ病検査	ネ病の発生	と認める牛			畜の所在地で
	予察				管轄する家
牛のチュウ	牛のチュウ	家畜保健衛生所長が必要	血清学的検査	県下全域	保健衛生所
ザン病検査	ザン病の発	と認める牛			の指定する日
	生予察				
牛のアイノ	牛のアイノ	家畜保健衛生所長が必要	血清学的検査	県下全域	
ウイルス感	ウイルス感	と認める牛			
染症検査	染症の発生				
	予察				
牛のイバラ	牛のイバラ	家畜保健衛生所長が必要	血清学的検査	県下全域]
	キ病の発生	と認める牛			

	予察			
牛の牛流行	牛の牛流行	家畜保健衛生所長が必要	血清学的検査	県下全域
熱検査	熱の発生予	と認める牛		
	察			
めん羊及び	めん羊及び	家畜保健衛生所長が必要	エライザ法	県下全域
山羊の伝達	山羊の伝達	と認めるめん羊及び山羊		
性海綿状脳	性海綿状脳			
症検査	症の発生状			
	況及び動向			
	把握			
馬伝染性貧	馬伝染性貧	1 繁殖の用に供し、又	寒天ゲル内沈降	当該家畜の所在地を管轄
血検査	血の発生予	は供する目的で飼育し	反応法	る家畜保健衛生所長の指
	防	ている雌馬		する区域
		2 種付けの用に供し、		
		又は供する目的で飼育		
		している雄馬		
		3 前2号の馬と同一施		
		設内で飼育している馬		
		4 競馬法(昭和23年法		
		律第158号)による競		
		馬に出場する馬		
		農林水産大臣又は知事の	寒天ゲル内沈降	県下全域
		指定する馬	反応法	
蚊及び野鳥	ウエストナ	家畜保健衛生所長が必要	ウイルス分離検	県下全域
のウエスト	イルウイル	と認める蚊及び野鳥	查	
ナイルウイ	ス感染症の			
ルス感染症	発生予察			
検査				
豚のオーエ	豚のオーエ	家畜保健衛生所長が必要	血清学的検査	県下全域
スキー病検	スキー病の	と認める豚		
查	発生予防			
豚の豚流行	豚の豚流行	家畜保健衛生所長が必要	血清学的検査	県下全域
性下痢(P	性下痢の発	と認める豚		
E D)検査	生予防			
豚の伝染性	豚の伝染性	家畜保健衛生所長が必要	血清学的検査	県下全域
胃腸炎検査	胃腸炎の発	と認める豚		
	生予防			
豚の豚繁	豚の豚繁	家畜保健衛生所長が必要	血清学的検査	県下全域
殖・呼吸器	殖・呼吸器	と認める豚		
障害症候群	障害症候群			
(PRR	の発生予防			
•				

豚の流行性	豚の流行性	家畜保健衛生所長が必要	血清学的検査	県下全域	
脳炎検査	脳炎の発生	と認める豚			
	予防				
鶏の高病原	鶏の高病原	家畜保健衛生所長が必要	ウイルス分離検	県下全域	
性鳥インフ	性鳥インフ	と認める鶏	査又は血清学的		
ルエンザ検	ルエンザの		検査		
查	発生予察				
	腐蛆病の発	転飼をしようとするみつ	肉眼的検査又は	県下全域	
腐蛆病検査	生予防	ばち	細菌学的検査		
		県内飼育みつばちで家畜			
		防疫員が必要と認めるみ			
		つばち			

備考 この表の旧市町村の区域は、平成16年9月30日現在のものである。

島根県告示第327号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条の規定に基づき、注射を次のように実施する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

	I				
注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の 種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
牛の炭疽予	牛の炭疽の	家畜防疫員が必要と認め	皮下注射法	県下全域	平成17年4月
防注射	発生予防	る牛			1日から平成
					18年3月31日
					までに当該家
					畜の所在地を
					管轄する家畜
					保健衛生所長
					の指定する日

島根県告示第328号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成17年3月7日付けて県営土地改良事業に係る悠YOUおおち北地区下の原工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第329号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成17年3月8日付けで県営土地改良事業に係

る飯石南(頓原)地区才谷工区の換地処分をしたので、	同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示
する。	

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第330号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成17年3月8日付けで県営土地改良事業に係る飯石南(吉田)地区小川内工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第331号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成17年3月10日付けで県営土地改良事業に係る千家地区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第332号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市木次町寺領1897 - 37、1897 - 39から1897 - 45まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第333号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。 平成17年 3 月18日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市内村町414、415、425から427まで、1724、1727、1767、1768、1773、1774 - 3、1774 - 19、1774 - 23

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第334号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第2号の規定により、次の加入区について、平成13年島根県告示第388号、平成16年島根県告示第242号及び486号による保険に付すべき業務は、平成17年3月1日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都万村加入区
- 2 中村加入区
- 3 五箇村加入区
- 4 布施村加入区

島根県告示第335号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ジュンテンドー新大東店 島根県雲南市大東町大東900-1外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所 株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚道正 島根県益田市下本郷町206番地 5
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所 株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚道正 島根県益田市下本郷町206番地 5
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年11月8日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計2,518.9平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数

89台(店舗建物敷地62台、店舗隣接地27台)

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗建物敷地内 20台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物内 99.5平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内 37.04立法メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻)午前8時

(閉店時刻)午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午後8時30分

- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - 3 箇所(店舗建物敷地1箇所 店舗隣接地2箇所)
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 2 届出年月日 平成17年3月7日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業振興部商工観光課(島根県雲南市木次町新市426番地7)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

- (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名又は名称及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地)
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第336号

建設業者等の合併等に係る入札参加資格審査取扱要領(平成15年島根県告示第331号)の一部を次のように改正する。 平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

第4条第1項第5号、第8条第1項第8号及び第9条第9号中「商業登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。 附 則

この告示は、平成17年3月18日から施行する。

島根県告示第337号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

松江市

2 事業の種類

松江市本庁舎増改築事業(庁舎敷地拡張)

- 3 起業地
- (1) 収用の部分

島根県松江市中原町地内

(2) 使用の部分

なし

- 4 事業の認定をした理由
- (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

松江市本庁舎増改築事業(庁舎敷地拡張)(以下「本件事業」という。)は、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第3条第31号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業の起業者である松江市は、予算措置(債務負担行為)を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
 - ア 本件事業は、松江市が、本庁舎を増改築するとともに本庁舎敷地を拡張し駐車場を整備するものであり、本件事業を施行することにより得られる利益は、相当程度存するものと考えられる。
 - イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。
 - ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、松江市が、平成17年3月31日に予定されている周辺7町村との市町村合併により、本庁の職員が170名程度増加すると見込まれることから、本庁舎を増改築するとともに、これに伴い減少する庁舎敷地(駐車場)を補うために新たに駐車場を整備するものであり、本件事業を早急に実施する必要性が認められる。

次に、本件事業に係る起業地は、本件事業の施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

さらに、本件事業に係る起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

松江市役所

島根県告示第338号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

)# Eb =		道 路	の	区域		管轄する地	
道路の 種 類	路線名	区間	変更前 後の別	敷地の幅員	延長	方機関の名称	備考
		大田市川合町忍原字思	前	メートル 13.00~ 24.00	メートル 85.00		道路改良工事
		蔵師槻ケ谷イ1044番3 地先から同地先まで	後	13.00 ~ 76.00	85.00		拡幅
		大田市川合町忍原字思 蔵師イ1045番2地先か	前	12.00 ~ 33.00	186.00		道路改良工事
		ら同地先まで	後	12.00 ~ 96.00	183.00		拡幅
		大田市川合町忍原字中 曽根イ1050番1地先か	前	10.00 ~ 11.00	18.00		道路改良工事
	375 号	ら同地先まで	後	10.00 ~ 19.00	18.00	川本土木建築事務所大田土木事業所	拡幅
一般国道		大田市川合町忍原字中 曽根イ1050番1地先か ら同所字大谷イ963番 3地先まで	前 A	7.00 ~ 45.00	142.00		左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区
放口之			A 後	7.00 ~ 45.00	142.00		分をいう ダブルウェイ
			В	15.00 ~ 83.00	132.00		道路改良工事
		大田市川合町忍原字大 谷イ963番3地先から	前	5.00 ~ 25.00	470.00		道路改良工事
		同所字観音山イ1063番 3 地先まで	後	12.00 ~ 79.00	446.00		拡幅
		大田市川合町忍原字観	前 A	9.00 ~ 41.00	292.00		左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区
		音山イ1063番3 地先から同所字姫ケ谷イ1067番3 地先まで	A 後	9.00 ~ 41.00	292.00		分をいう ダブルウェイ
			В	13.00 ~ 42.00	245.00		道路改良工事
県道	掛合大東線	雲南市木次町西日登 499番12地先から同499	前	12.50 ~ 23.00	38.00	木次土木建	道路改良工事
	掛合大東線	番 9 地先まで	後	12.50 ~ 28.00	38.00	築事務所	拡幅

島根県告示第339号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	延長	供用開始 年 月 日	管轄する地 方機関の名 称	備	考
県 道	掛合大東線	雲南市木次町西日登911番 2 地先から同5 00番 4 地先まで	メートル 273.00	平成17年 3月18日	木次土木建 築事務所		
,,	多伎江南出	出雲市塩冶町1311番 2 地先から同市今市 多伎江南出 町1001番 1 地先まで		平成17年	出雲土木建		
"	雲線	出雲市今市町1144番3地先から同町1155番1地先まで	100.00	3月18日	築事務所		
II .	三瓶山公園線	大田市三瓶町池田字壱里松2549番10地先 から同2549番12地先まで	290.00	平成17年 3月21日	川本土木建 築事務所大 田土木事業 所		
"	桜江金城線	那賀郡金城町大字下来原182番2地先か ら同町大字七条イ610番2地先まで	587.00	平成17年 3月18日	浜田土木建		
"	田所国府線	浜田市下有福町567番2地先から同町584 番1地先まで	140.00	平成17年 3月18日	築事務所		

島根県告示第340号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

大田市

2 都市計画事業の種類及び名称

大田都市計画公園事業

8・6・1号 石見銀山公園

3 事業施行期間

昭和51年1月23日から

平成20年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

島根県告示第341号

島根県住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値(平成16年島根県告示第291号)の一部を改正し、平成17年3月22日から施行する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

表の出雲市の項中 高層耐火構造 5 階建 平成16 を

Γ,					
			高層耐火構造 5 階建	平成16	
	灘	分	中層耐火構造 3 階建	平成 6	0.97
			中層耐火構造 4 階建	昭和49	0.95
	牧	戸	中層耐火構造 3 階建	平成11	0.98
			中僧顺大悔足。陌廷	平成12	0.90
				昭和58	
		境	中層耐火構造3階建	昭和59	0.94
	/ J \			昭和60	
				昭和56	
				昭和61	
	駅	南	中層耐火構造 3 階建	平成 5	1.00
		ф	中層耐火構造 3 階建 平成	平成13	
	Ш			平成14	0.97
	Щ	נא		平成13	0.31
			则1八件但 4 阳廷	平成14	

に改め、同表平田市の項及び簸川郡大社町の項を削る。

島根県告示第342号

島根県指定金融機関等の名称等(平成16年島根県告示第67号)の一部を次のように改正し、平成17年3月31日から施行する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

第2号の表島根県信用農業協同組合連合会の項第3号ア中「及び魚瀬町」を「、魚瀬町、島根町及び八雲町」に改め、同号中クを削り、ケをクとし、コからセまでをケからスまでとする。

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年3月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ぽんぽん船

3 代表者の氏名

石飛友治

4 主たる事務所の所在地

簸川郡多伎町大字多岐892番地7

5 定款に記載された目的

この法人は、多伎町共同作業所ぽんぽん船の支援を中心に、障害を持つ人が自立した日常生活、社会生活活動を営めるための支援を行い、ノーマライゼーションの町づくりを推進することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎1階)

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特 定 調 達 公 告

平成17年度において地方税電子申告システム導入に係る審査システムの機器リース等に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 特定調達契約により調達する物品の種類
 - 地方税電子申告システム導入に係る審査システムの機器リース及び保守一式
- 2 一般競争入札及び競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請方法並びに当該資格の有効期間及 びその更新の手続き

平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等(平成16年島根県告示第878号)に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成17年3月18日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 調達内容
 - (1) 物品等の名称及び数量

地方税電子申告システム導入に係る審査システム機器リース及び保守一式(機器調達・設置、配線、基本ソフト及び標準ソフトインストール、調整等を含む)

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) リース及び保守期間

平成17年9月1日から平成22年8月31日

(4) 納入期限

平成17年7月31日(最終納期)

(5) 納入場所

島根県松江市殿町8番地

島根県庁南庁舎 6 階 情報政策課マシン室及び税務課分室内

(6) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加者の資格
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等 (平成16年島根県告示第878号)により認定され、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」に登録され、A等級に格付けされた者であること。
- (3) 島根県が行う建設工事等の請負、又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (5) 島根県税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 要求する機能実現に必要な技術的能力を有すると認められること。
- (8) システム、ソフトウエア等の使用方法のサポートや障害発生時・部品取替等に迅速に対応できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒690-0886 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階

島根県総務部税務課 税務電算グループ

電話番号 0852 - 22 - 5039 FAX 0852 - 22 - 6504

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

本公告の日から平成17年3月25日(金)まで前記(1)の場所で交付する。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」 という)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

(4) 入札参加希望者の履行能力を確認する書類の提出期間及び場所

平成17年3月18日(金)から平成17年4月7日(木)までの間に、履行能力を確認するための書類の提出が必要であるので、(1)の場所に持参又は郵送すること。

受付時間は、休日等を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、郵送による場合は平成17年4月7日(木)午後5時必着とする。なお、開札日時までの間において当該書類に関する説明並びに補正を求める場合があること。

提出書類はシステム稼働後の保守サポート体制を明記したものとし、様式は任意とする。

(5) 入札書の受領期間

平成17年4月28日(木)午後2時(郵送による入札にあっては、平成17年4月27日(水)正午必着)まで。

(6) 開札の日時及び場所

日時:平成17年4月28日(木)午後2時15分から

場所:島根県松江市殿町1番地

島根県庁会議棟 第5会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語又は通貨

日本語及び日本通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の 5 以上の入札保証金を入札時に納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

入札保証金免除を希望する者は、平成17年4月15日(金)までに必要な書類を上記 3 (1)の場所に持参又は郵送すること。

受付時間は、休日等を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、郵送による場合は平成17年4月15日(金)午後5時必着とする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2 各号のNずれかに該当する場合は 免除する。

- (4) 入札者の要求される事項
 - ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならないが、入札参 加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立って提出するものとする。
 - イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき又は入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他 島根県会計規則第63条の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品納入を履行できると島根県知事が判断した資料を提出した上で入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

- 5 Summary
 - (1) Name and quantity of products to be purchased:

The lease and maintenance of a machine that has an examination system for the introduction of a system for local tax electronic declaration.

(procurement of machine; establishment; wiring; installation of operating system and standard

software; regulation etc)

(2) Bid Tendering Date:

April 28, 2005 (Thurs) 14:00

(Bids by post must be received by noon on April 27, 2005 (Wed))

(3) Contact Point for the Notice -as stated in contract:

South Wing of Prefectural Office, 6th Floor

8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-0886 JAPAN

Department of General Affairs, Taxation Division

Shimane Prefectural Government

TEL: 0852-22-5039 FAX: 0852-22-6504

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成17年3月18日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 物品等の名称及び数量

島根県立松江工業高等学校電子計算組織一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 島根県教育委員会教育施設課施設・助成グループ 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日

平成17年2月28日

4 落札者の氏名及び住所

ダイワボウ情報システム株式会社 松江支店 支店長 岸 美佐夫 島根県松江市学園南 1 丁目19番10号

5 落札金額

45,034,500円

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例公告を行った日

平成17年1月18日

教育委員会規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第4号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

「大田市立久手小学校 「同 平田小学校

平田市立平田小学校 同 湖陵小学校

斐川町立荘原小学校 同 大社小学校

別表第9の5中

同 西野小学校 同 荒木小学校 「大田市立第二中学校 を に、 に、 を同 中部小学校 大田市立久手小学校 平田市立平田中学校」

湖陵町立湖陵小学校 斐川町立荘原小学校

大社町立大社小学校 同 西野小学校

同 荒木小学校」 同 中部小学校」

「同 平田中学校

同 湖陵中学校

に改め、「湖陵町立湖陵中学校」及び「大社町立大社中学校」を削る。

同 大社中学校

大田市立第二中学校」

「出雲市立鰐淵小学校猪目分校

「平田市立鰐淵小学校猪目分校 別表第10中 を 同

を 同 塩津小学校 に改め、「大社町立鵜鷺小学校」を削

同 塩津小学校 」 同 鵜鷺小学校 」

る。

別表第10の3中「佐田町立」を「出雲市立」に改める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

市町村合併に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第2号

市町村合併に伴う関係規則の整備に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第6中「仁多郡横田町大字大馬木」を「仁多郡奥出雲町大馬木」に、「仁多郡仁多町大字上阿井」を「仁多郡奥 出雲町上阿井」に改める。

(島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事 委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1から別表第3まで 削除

別表第5から別表第8までを次のように改める。

別表第5から別表第8まで 削除

別表第12及び別表第13を次のように改める。

別表第12及び別表第13 削除

別表第23から別表第26までを次のように改める。

別表第23から別表第26まで 削除

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。ただし、第2条中別表第23から別表第26までの改正規定は、平成17年3月22日から施行する。

公安委員会規則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

島根県公安委員会委員長 増 原 久 子

島根県公安委員会規則第2号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則(平成7年島根県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

「総務課 「監察課 第2条中「7課」の次に「、監査官」を加え、「総務課」を に、 を「監察課」に改める。 県民相談課」 教養課」

第3条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第8条を削り、第7条を第8条とし、第6条第11号中「被害者対策室」を「教養推進室」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(県民相談課)

- 第4条 県民相談課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 警察安全相談等所管行政に関する相談に関すること。
 - (2) 情報公開室に関すること。
 - (3) 被害者対策室に関すること。
 - 第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

(監査官)

第9条の2 監査官は、命を受け、会計の監査を行う。

第10条の2の見出し及び同条第1項中「及び情報公開室」を削り、同条第3項を削る。

第10条の4を削り、第10条の3を第10条の4とし、第10条の2の次に次の1条を加える。

(情報公開室及び被害者対策室)

第10条の3 県民相談課に、情報公開室及び被害者対策室を附置する。

- 2 情報公開室においては、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (2) 法令案その他公文書類の審査に関すること。
- (3) 公文書類の接受、発送、編集、保管及び保存に関すること。
- (4) 公文書の印刷に関すること。
- 3 被害者対策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 犯罪被害者対策に関する企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 犯罪被害者等給付金に関すること。

第10条の4の次に次の1条を加える。

(教養推進室)

第10条の5 警務課に、教養推進室を附置する。

- 2 教養推進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 職場教養に関すること。
- (2) 学校教養に関すること。
- (3) 術科教養に関すること。

(4) 教養施設の整備及び運営に関すること。

第12条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第40条の見出し中「課長」の次に「、監査官」を加え、同条第2項中「技術吏員を」の次に「、監査官は、警視正若しくは警視の階級にある警察官を」を加える。

第43条の3及び第44条の2を削る。

第45条を次のように改める。

(情報公開室長)

第45条 情報公開室に、室長を置く。

- 2 室長は、警視の階級にある警察官又はこれに相当する級にある事務吏員若しくは技術吏員をもって充てる。
- 3 室長は、情報公開室の事務をつかさどる。

第49条を削り、第48条を第49条とし、第47条を削り、第46条を第48条とし、第45条の2の次に次の4条を加える。 (監査室長)

第46条 監査室に、室長を置く。

- 2 室長は、警視の階級にある警察官又はこれに相当する級にある事務吏員若しくは技術吏員をもって充てる。
- 3 室長は、監査室の事務をつかさどる。

(教養推進室長)

第47条 教養推進室に、室長を置く。

- 2 室長は、警視の階級にある警察官又はこれに相当する級にある事務吏員若しくは技術吏員をもって充てる。
- 3 室長は、教養推進室の事務をつかさどる。

(首席師範)

第47条の2 教養推進室に、首席師範を置くことができる。

- 2 首席師範は、警視の階級にある警察官又はこれに相当する級にある技術吏員をもって充てる。
- 3 首席師範は、柔道、剣道又は逮捕術の指導を総括する。

(企画官)

第47条の3 本部の警務課に、企画官を置く。

- 2 企画官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 企画官は、所管行政に関する企画、調査及び総合調整等に関する事務をつかさどる。

第51条を次のように改める。

(地域指導対策官)

第51条 本部の地域課に、地域指導対策官を置く。

- 2 地域指導対策官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 地域指導対策官は、地域警察官の指導教養等に関する事務をつかさどる。

第64条の見出しを「(警察署捜査統括官及び警察署地域官)」に改め、同条第1項及び第2項中「刑事官」を「捜査統括官及び地域官」に改め、同条第3項中「刑事官」を「捜査統括官」に、「刑事警察の管理」を「犯罪捜査の統括管理」に改め、同条に次の1項を加える。

4 地域官は、所属における地域警察の管理に当たり、部下の職員を指導監督する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(島根県警察公文書管理規則の一部改正)

2 島根県警察公文書管理規則(平成13年島根県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。 別表中「警察安全相談」を「警察相談」に改める。 島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

島根県公安委員会委員長 増 原 久 子

島根県公安委員会規則第3号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則(昭和55年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第23条の3に次の1号を加える。

(4) 管轄警察署に置く広域交番(雲南警察署三成広域交番、雲南警察署掛合広域交番、出雲警察署平田広域交番、出雲 警察署大社広域交番及び大田警察署温泉津広域交番をいう。以下同じ。)

第23条の4第3号本文中「警察署」の次に「及び広域交番」を加える。

第24条の2第1項に次の1号を加える。

(4) 管轄警察署に置く広域交番

第24条の2第2項中「(松江警察署及び浜田警察署を除く。)」の次に「又は広域交番」を加える。

第25条の2の見出しを「(申請取消しに係る運転経歴証明書の申請)」に改め、同条第3項に次の1号を加える。

(4) 管轄警察署に置く広域交番

第27条の2の見出しを「(公安委員会が行う任意講習)」に改め、同条第4号中「シルバー・ドライビング・スクール」を「おたっしゃ運転塾」に改める。

別表一般国道431号の項及び主要地方道松江鹿島美保関線の項中「松江市末次本町」を「松江市末次町」に改め、同表 一般県道江津インター線の項の次に次の2項を加える。

一般県道	出雲空港線	簸川郡斐川町大字沖洲2540番地先から簸川郡斐川町大字荘原町2422番地先まで
一般県道	出雲空港宍道線	簸川郡斐川町大字荘原町2422番地先から松江市宍道町伊志見486番 5 地先まで

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

島根県公安委員会委員長 増 原 久 子

島根県公安委員会規則第4号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則(昭和33年島根県公安委員会規則第6号) の全部を改正する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域は、次表のとおりとする。

名 称	位 置	所管区の区域
松江警察署松江駅前交	松江市朝日町	松江市のうち東朝日町、朝日町、白瀉本町、八軒屋町、魚町、寺町、灘
番		町、天神町、和多見町、御手船場町、伊勢宮町、大正町、袖師町、幸
		町、竪町、本郷町、横浜町、雑賀町、新雑賀町
松江警察署川津交番	松江市学園二丁	松江市のうち菅田町、西川津町(松江警察署内中原交番の所管区の区域

		TI X
松江警察署内中原交番	松江市内中原町	を除く。)、学園一丁目、学園二丁目、上東川津町、下東川津町、福原町、坂本町、川原町、東持田町、西持田町、北陵町、上本庄町の一部(旭ノ森)、大輪町の一部(島根大学教育学部附属幼稚園及び同小学校の区域) 松江市のうち北堀町、石橋町、奥谷町、北田町、南田町、大輪町(松江
		警察署川津交番の所管区の区域を除く。)、殿町、母衣町、米子町、東本町一丁目、東本町二丁目、東本町三丁目、東本町四丁目、東本町五丁目、向島町、西川津町の一部(下追子)、学園南一丁目、学園南二丁目、末次本町、片原町、西茶町、東茶町、内中原町、外中原町、末次町、苧町、中原町、堂形町、砂子町、国屋町、南平台、千鳥町
松江警察署比津交番	松江市比津が丘 一丁目	松江市のうち上佐陀町(松江警察署古江駐在所の所管区の区域を除く。)、下佐陀町、西生馬町、東生馬町、薦津町、浜佐田町、比津町、 比津が丘一丁目、比津が丘二丁目、比津が丘三丁目、比津が丘四丁目、 比津が丘五丁目、西法吉町、法吉町、うぐいす台、淞北台、春日町、黒 田町、東奥谷町
松江警察署津田交番	松江市東津田町	松江市のうち東津田町、西津田町、西津田一丁目、西津田二丁目、西津田三丁目、西津田四丁目、西津田五丁目、西津田六丁目、西津田七丁目、西津田八丁目、西津田九丁目、西津田十丁目、津田町、矢田町(松江警察署古志原交番及び同署竹矢駐在所の所管区の区域を除く。)、青葉台
松江警察署古志原交番	松江市古志原五 丁目	松江市のうち古志原町、古志原一丁目、古志原二丁目、古志原三丁目、 古志原四丁目、古志原五丁目、古志原六丁目、古志原七丁目、上乃木 町、上乃木一丁目、上乃木二丁目、上乃木三丁目、上乃木四丁目、上乃 木五丁目、上乃木六丁目、上乃木七丁目、上乃木八丁目、上乃木九丁 目、上乃木十丁目、八雲台一丁目、八雲台二丁目、一の谷町、大庭町、 山代町、大草町、佐草町、矢田町の一部(来美住宅の北側)
松江警察署乃木交番	松江市浜乃木五 丁目	松江市のうち新町、栄町、松尾町、浜乃木町、浜乃木一丁目、浜乃木二丁目、浜乃木三丁目、浜乃木四丁目、浜乃木五丁目、浜乃木六丁目、浜乃木七丁目、浜乃木八丁目、嫁島町、西嫁島一丁目、西嫁島二丁目、西嫁島三丁目、乃木福富町、乃白町、東忌部町、西忌部町、平成町、田和山町
松江警察署朝酌駐在所松江警察署本庄駐在所		松江市のうち西尾町、朝酌町、福富町、大井町、大海崎町 松江市のうち上本庄町(松江警察署川津交番の所管区の区域を除 く。)、枕木町、長海町、手角町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、 上宇部尾町
松江警察署古江駐在所	松江市古曽志町	松江市のうち西長江町、東長江町、古曽志町、荘成町、西谷町、古志町、西浜佐陀町、打出町、上佐陀町の一部(向陽台団地)、鹿島町佐陀宮内の一部(向陽台団地)
松江警察署秋鹿駐在所	松江市秋鹿町	松江市のうち秋鹿町、大垣町、岡本町、上大野町、大野町、魚瀬町
松江警察署竹矢駐在所	松江市八幡町	松江市のうち竹矢町、馬潟町、矢田町の一部(間内)、八幡町、富士見 町、意宇町
松江警察署森山駐在所	松江市美保関町	松江市美保関町のうち森山、下宇部尾、諸喰、福浦(松江警察署美保関

	森山	駐在所の所管区の区域を除く。)
公江警察署美保関駐在	松江市美保関町	松江市美保関町のうち美保関、雲津、福浦の一部(男鹿、西長浜)
Fi .	美保関	
公江警察署七類駐在所	松江市美保関町	松江市美保関町のうち片江、七類
	七類	
公江警察署千酌駐在所	松江市美保関町	松江市美保関町のうち菅浦、笠浦、北浦、千酌
	千酌	
公江警察署八束駐在所	松江市八束町波	松江市八束町
	入	
公江警察署佐太駐在所	松江市鹿島町佐	松江市鹿島町のうち佐陀本郷、佐陀宮内(松江警察署古江駐在所の所
	陀本郷	 区の区域を除く。)、名分の一部(佐陀宮内の飛び地及び一矢)、片
		 の一部(和谷)、武代の一部(八神川及び延長線以東)
公江警察署恵曇駐在所	松江市鹿島町古	│ │松江市鹿島町のうち古浦、恵曇、手結、片句(松江警察署佐太駐在所
	浦	│ │所管区の区域を除く。)、武代(松江警察署佐太駐在所の所管区の区
		····································
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	講武	域を除く。)、上講武、南講武、御津
		松江市島根町のうち大芦、加賀
	古	INTERNATION OF STATE
		 松江市島根町のうち野波、多古、野井
	波	TALL PRINCIPO DE MAN DE LA SELECTION DE LA SEL
	<u>"~</u> 八束郡東出雲町	 八束郡東出雲町のうち大字揖屋町(松江警察署意東駐在所の所管区の
	大字揖屋町	域を除く。)、大字出雲郷、大字今宮、大字春日、大字内馬、大字
) () () () () () () () () () (田、大字錦浜、錦新町一丁目、錦新町二丁目、錦新町三丁目、錦新町
		丁目、錦新町五丁目、錦新町六丁目、錦新町七丁目、錦新町八丁目
		八束郡東出雲町のうち大字揖屋町の一部(東平賀、花水木)、大字下
	大字下意東	東、大字上意東
	松江市八雲町西	
	岩坂	TALLIPY(중씨)
	^{五-松} 松江市玉湯町玉	 松江市玉湯町
		松八口 玉/海町
	造 	
	松江市宍道町東	松江市宍道町のうち上来待、東来待、西来待
	来待	
	松江市宍道町	松江市宍道町のうち宍道、白石、昭和、佐々布、伊志見
+	佐々布	
安来警察署所在地	安来警察署内	安来市のうち安来町、飯島町、亀島町、黒井田町の一部(東十神町、
		十神町)、新十神町、南十神町、宮内町、月坂町の一部(東加茂)、
		江町、上坂田町、中津町、今津町、下坂田町、東赤江町、切川町
安来警察署島田駐在所	安来市島田町	安来市のうち黒井田町(安来警察署所在地の所管区の区域を除く。)
		島田町、門生町、吉佐町、恵乃島町、西恵乃島町、穂日島町、中海町
		汐手が丘
7 来警察署島田駐在所	安来市島田町	江町、上坂田町、中津町、今津町、下坂田町、東赤江町、切川 安来市のうち黒井田町(安来警察署所在地の所管区の区域を関 島田町、門生町、吉佐町、恵乃島町、西恵乃島町、穂日島町、

所		 く。)、清井町、宇賀荘町、九重町、早田町、清水町、佐久保町、折:
		 町、野方町、吉岡町、柿谷町
安来警察署大塚駐在所	安来市大塚町	│ 安来市のうち大塚町、鳥木町、上吉田町、下吉田町、清瀬町の一部(:
		台)
	安来市飯生町	├── ^ │安来市のうち矢田町、能義町、実松町、飯生町、利弘町、沢町、月坂Ⅰ
200 JA 100 JA 12 17	20101-202	(安来警察署所在地の所管区の区域を除く。)、赤崎町
安来警察署荒島駐在所	安来市荒島町	安来市のうち荒島町、日白町、久白町、西赤江町、西荒島町、植田町
	20101010101	神庭町、岩舟町、飯梨町、西松井町、田頼町、古川町
安来警察署母里駐在所	安来市伯太町東	安来市伯太町のうち母里、西母里、東母里、安田、安田中、安田関、
	母里	田宮内、安田山形、未明
安来警察署井尻駐在所	3—	
文小昌尔省/// WYIE///		上小竹、下小竹、赤屋、下十年畑、上十年畑、草野
安来警察署広瀬駐在所		
文小言示自(四)照点[[]]	瀬	
	777	 安来市広瀬町のうち上山佐、下山佐、奥田原
人小自示有叫吐酐吐 剂	山佐	
		 安来市広瀬町のうち西比田、東比田、梶福留
文术言宗省 记山社任刑	比田	女木印仏/横町の プラロに山、米に山、梶田田
	70	 安来市広瀬町のうち布部、宇波、西谷
女术言宗者印即姓任川	部	女木印仏/横町のブラヤ部、子版、四台
東声敬宛累氏 左地		
雲南警察署所在地	雲南警察署内	雲南市木次町のうち木次、里方、山方、下熊谷、新市
雲南警察署三成広域交		仁多郡奥出雲町のうち三成、高尾、三沢、鴨倉、河内、三所
雷吉敬宛 累掛 人 広ば 立	三成	
雲南警察署掛合広域交		芸用巾掛合町 掛合
番	合	
雲南警察署日登駐在所	雲南市木次町寺	雲南市木次町のうち東日登、西日登、寺領、宇谷、上熊谷
工工物应用以内贴	·	
雲南警察署温泉駐在所	雲南市木次町平	雲南市木次町のうち湯村、平田、北原
	田 ==++++==+==+==	
雲南警察署加茂駐在所	雲南市加茂町加	雲南市加茂町
	茂中	
雲南警察署西大東駐在	雲南市大東町仁	雲南市大東町のうち前原、仁和寺、幡屋、遠所、畑鵯、山田、大東
所	和寺	分、養質
雲南警察署大東駐在所	雲南市大東町大	雲南市大東町のうち大東、飯田、新庄、田中、金成、清田、篠淵の一
	東	(笹谷)
雲南警察署阿用駐在所	雲南市大東町東	雲南市大東町のうち下久野、上久野、川井、東阿用、岡村、下阿用、
	阿用	田、篠淵(雲南警察署大東駐在所の所管区の区域を除く。)
雲南警察署佐世駐在所	雲南市大東町下	雲南市大東町のうち西阿用、大ヶ谷、上佐世、下佐世
	佐世	
雲南警察署海潮駐在所	雲南市大東町北	雲南市大東町のうち中湯石、北村、南村、小河内、刈畑、山王寺、
	村	澤、須賀

	乙加宮	察署飯石駐在所の所管区の区域を除く。)
雲南警察署飯石駐在所	雲南市三刀屋町	雲南市三刀屋町のうち粟谷、多久和、上熊谷、六重、神代、中野、須
	多久和	所、坂本の一部 (森谷)
雲南警察署三刀屋駐在	雲南市三刀屋町	雲南市三刀屋町のうち三刀屋、給下、伊萱、古城、高窪、下熊谷
所	三刀屋	
雲南警察署阿井駐在所	仁多郡奥出雲町	仁多郡奥出雲町のうち上阿井、下阿井
	上阿井	
雲南警察署布勢駐在所	仁多郡奥出雲町	仁多郡奥出雲町のうち佐白、八代、馬馳、上三所
	馬馳	
雲南警察署亀嵩駐在所	仁多郡奥出雲町	仁多郡奥出雲町のうち亀嵩、郡村、高田
	亀嵩	
雲南警察署鳥上駐在所	仁多郡奥出雲町	仁多郡奥出雲町のうち大呂、竹﨑
	大呂	
雲南警察署横田駐在所	仁多郡奥出雲町	仁多郡奥出雲町のうち横田、中村、稲原
	 横田	
雲南警察署八川駐在所	仁多郡奥出雲町	
	 下横田	
雲南警察署馬木駐在所	仁多郡奥出雲町	 仁多郡奥出雲町のうち大馬木、小馬木
	大馬木	
雲南警察署多根駐在所	雲南市掛合町多	 雲南市掛合町のうち多根、松笠
	根	
雲南警察署波多駐在所	雲南市掛合町波	 雲南市掛合町のうち波多、入間、穴見
	3	
雲南警察署吉田駐在所	雲南市吉田町吉	 雲南市吉田町のうち吉田、民谷
	B	
	雲南市吉田町深	 雲南市吉田町のうち上山、深野、川手、曽木
	野	
雲南警察署頓原駐在所	飯石郡飯南町頓	 飯石郡飯南町のうち都加賀、頓原、花栗、佐見、長谷
ZIBARAMATEM	原	WALL HE WALLS AND A PROPERTY OF THE PARTY OF
雲南警察署志々駐在所	飯石郡飯南町八	 飯石郡飯南町のうち八神、志津見、獅子、角井
ZIBENERO	神	WALL HE WALLS AND DESCRIPTION OF THE PROPERTY
雲南警察署赤名駐在所	飯石郡飯南町上	 飯石郡飯南町のうち赤名、上赤名、下赤名、塩谷、井戸谷、畑田
公内自然自然 口气 正//	赤名	
雲南警察署来島駐在所	飯石郡飯南町野	 飯石郡飯南町のうち小田、真木、下来島、野萱、上来島
安内自水自水山。红在水	一	
 出雲警察署出雲空港派	^三	
出所	字沖洲	
<u>出加</u> 出雲警察署平田広域交	出雲市平田町	出雲市のうち平田町(出雲警察署灘分駐在所の所管区の区域を
田芸言宗省下山 <i>山均</i> 文 番	메 조 마 [뉴피	出去市のプラテ山町(出去言宗省麻ガ・転任所の所官区の区域を下
 出雲警察署大社広域交	出雲市大社町杵	い。 ノ、臼T凹凹
山芸言宗者入 <u>社</u> 区域文 番	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	山芸川八社町のプラ行業家、行業内、行業用、行業和、北流水、平原本、修理免、菱根、遙堪、入南
<u> </u>	出雲市高岡町	へ、修理光、変恨、進堪、八角 出雲市のうち東林木町、西林木町、武志町、中野町、荻杼町、稲岡町、

		高岡町、矢尾町、日下町、里方町、平野町、常松町、八島町、江田町、 矢野町、小山町、大塚町、渡橋町、姫原町、姫原一丁目、姫原二丁目、 姫原三丁目、姫原四丁目
出雲警察署西交番	出雲市今市町	出雲市のうち今市町、今市町北本町一丁目、今市町北本町二丁目、今市町北本町三丁目、今市町北本町四丁目、今市町北本町五丁目、今市町南本町、駅北町、駅南町一丁目、駅南町二丁目、駅南町三丁目、塩冶善行町、大津町、大津朝倉一丁目、大津朝倉三丁目、大津新崎町一丁目、大津新崎町二丁目、大津新崎町三丁目、大津新崎町五丁目、大津新崎町五丁目、大津新崎町五丁目、塩冶町南町二丁目、塩冶町南町二丁目、塩冶町南町二丁目、塩冶町南町三丁目、塩冶町南町四丁目、塩冶神前二丁目、塩冶神前三丁目、塩冶神前三丁目、塩冶神前二丁目、塩冶神前三丁目、塩冶神前三丁目、塩冶神前三丁目、塩冶神前三丁目、塩冶神前三丁目、塩冶神前三丁目、塩冶神前三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町二丁日、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町二丁日、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町二丁日、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町二丁日、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町二丁日、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町二丁日、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町二丁日、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町三丁目、塩冶有原町五丁目、塩冶有原町五丁目、ウオ津、
出雲警察署高松駐在所	出雲市松寄下町	出雲市のうち浜町、高松町、松寄下町、下横町
出雲警察署神門駐在所	出雲市知井宮町	出雲市のうち古志町、下古志町、芦渡町、知井宮町、神門町、平成町、 西新町一丁目、西新町二丁目、西新町三丁目
出雲警察署神西駐在所	出雲市神西沖町	出雲市のうち西神西町、東神西町、神西沖町、大島町、神西新町
出雲警察署長浜駐在所	出雲市東園町	出雲市のうち荒茅町、東園町、西園町、外園町、長浜町
出雲警察署朝山駐在所	出雲市所原町	出雲市のうち馬木町、馬木北町、朝山町、所原町、見々久町、乙立町
出雲警察署稗原駐在所	出雲市稗原町	出雲市のうち稗原町、野尻町、船津町、宇那手町、上島町、西谷町
出雲警察署伊波野駐在	簸川郡斐川町大	簸川郡斐川町のうち大字阿宮、大字出西、大字神氷、大字求院、大字併
所	字富村	川、大字富村、大字名島、大字鳥井、大字上直江
出雲警察署直江駐在所	簸川郡斐川町大 字直江町	簸川郡斐川町のうち大字直江町、大字今在家、大字美南、大字福富、大字原鹿
出雲警察署出東駐在所	簸川郡斐川町大 字黒目	簸川郡斐川町のうち大字沖洲、大字中洲、大字黒目、大字三分市、大字 坂田
出雲警察署荘原駐在所	簸川郡斐川町大 字荘原町	簸川郡斐川町のうち大字学頭、大字神庭、大字荘原町、大字三絡、大字 上庄原
出雲警察署西浜駐在所	出雲市湖陵町大池	出雲市湖陵町のうち大池、板津、差海
出雲警察署江南駐在所	出雲市湖陵町三部	出雲市湖陵町のうち畑村、常楽寺、二部、三部
出雲警察署岐久駐在所	出雲市多伎町多 岐	出雲市多伎町のうち小田、多岐、久村
出雲警察署田儀駐在所	出雲市多伎町口 田儀	出雲市多伎町のうち奥田儀、口田儀、神原
出雲警察署窪田駐在所	出雲市佐田町一	出雲市佐田町のうち一窪田、毛津、高津屋、上橋波、下橋波、佐津目、八幡原、東村
出雲警察署須佐駐在所	出雲市佐田町反	出雲市佐田町のうち須佐、朝原、原田、反邊、大呂、吉野

	邊	
出雲警察署灘分駐在所	出雲市灘分町	出雲市のうち島村町、灘分町、出島町、平田町の一部(下古川)
出雲警察署国富駐在所	出雲市国富町	出雲市のうち西代町、国富町、美談町、口宇賀町
出雲警察署西田駐在所	出雲市奥宇賀町	出雲市のうち西郷町、本庄町、万田町、奥宇賀町、猪目町、唐川町、月
		所町、河下町
出雲警察署東福駐在所	出雲市東福町	出雲市のうち東福町、久多見町、東郷町、野石谷町、上岡田町、多久町
		(出雲警察署小境駐在所の所管区の区域を除く。)、多久谷町、岡B
		町、園町の一部(日の出)
出雲警察署小境駐在所	出雲市小境町	出雲市のうち園町(出雲警察署東福駐在所の所管区の区域を除く。)、
		鹿園寺町、小境町、美野町、野郷町、地合町、多久町の一部(東)
出雲警察署小伊津駐在	出雲市三津町	出雲市のうち三津町、小伊津町、坂浦町
所		
出雲警察署十六島駐在	出雲市十六島町	出雲市のうち小津町、十六島町、塩津町、釜浦町、美保町
所		
出雲警察署日御碕駐在	出雲市大社町日	出雲市大社町のうち日御碕、宇龍
所	御碕	
出雲警察署鵜鷺駐在所	出雲市大社町鷺	出雲市大社町のうち鷺浦、鵜峠
	浦	
大田警察署所在地	大田警察署内	大田市大田町
大田警察署温泉津広域	邇摩郡温泉津町	邇摩郡温泉津町温泉津
交番	温泉津大字小浜	
大田警察署波根駐在所	大田市波根町	大田市のうち波根町、朝山町
大田警察署久手駐在所	大田市久手町刺	大田市久手町
	鹿	
大田警察署鳥井駐在所	大田市鳥井町鳥	大田市のうち鳥井町、静間町の一部(和江、新田)
	井	
大田警察署富山駐在所	大田市富山町山	大田市富山町(大田警察署山口駐在所の所管区の区域を除く。)
	中	
大田警察署池田駐在所	大田市三瓶町池	大田市三瓶町のうち池田、小屋原
	田	
大田警察署志学駐在所	大田市三瓶町志	大田市三瓶町のうち志学、上山
	学	
大田警察署山口駐在所	大田市山口町山	大田市のうち山口町、三瓶町多根、三瓶町野城、富山町才坂の一部(
	П	沢)
大田警察署川合駐在所	大田市川合町川	大田市川合町
	合	
大田警察署久利駐在所	大田市久利町久	大田市のうち久利町、大屋町
	利	
大田警察署静間駐在所	大田市静間町	│ │大田市のうち長久町、静間町(大田警察署鳥井駐在所の所管区の区域 ^を
		除〈。)
大田警察署大森駐在所	大田市大森町	大田市のうち大森町、水上町

所		
大田警察署大代駐在所	大田市大代町大家	大田市のうち大代町、祖式町
大田警察署湯里駐在所	· 適摩郡温泉津町	
八山昌东省杨王社区川	湯里大字湯里	应序识/皿水/+P1/次工
八山昌东省기山町江川	井田大字井田	应序识/皿水/FPJ / I 口
	邇摩郡温泉津町	
, (福波大字福光	
大田警察署馬路駐在所	邇摩郡仁摩町大	 邇摩郡仁摩町大字馬路町
	字馬路町	
	邇摩郡仁摩町大	│ │邇摩郡仁摩町のうち大字仁万町(大田警察署宅野駐在所の所管区の区
	 字仁万町	 を除く。)、大字天河内町
 大田警察署宅野駐在所	邇摩郡仁摩町大	│ │ 邇摩郡仁摩町のうち大字宅野町、大字大國町、大字仁万町の一部(
	字宅野町	目)
 川本警察署所在地	川本警察署内	邑智郡川本町のうち大字川本、大字都賀行、大字久座仁、大字谷戸、
		 字多田、大字小谷、大字川内、大字馬野原、大字川下、大字因原
川本警察署三原駐在所	邑智郡川本町大	邑智郡川本町のうち大字南佐木、大字三原、大字田窪、大字北佐木、
	字南佐木	字湯谷、大字三俣
川本警察署日貫駐在所	邑智郡邑南町日	邑智郡邑南町のうち日貫、日和
	貫	
川本警察署矢上駐在所	邑智郡邑南町矢	邑智郡邑南町のうち矢上、高水
	上	
川本警察署井原駐在所	邑智郡邑南町井	邑智郡邑南町のうち中野、井原
	原	
川本警察署市木駐在所	邑智郡邑南町市	邑智郡邑南町市木
	木	
川本警察署田所駐在所	邑智郡邑南町下	邑智郡邑南町のうち下田所、上田所、上亀谷、下亀谷、鱒渕
	田所	
川本警察署出羽駐在所	邑智郡邑南町出	邑智郡邑南町のうち出羽、三日市、山田、淀原、岩屋、久喜、大林
	羽	
川本警察署高原駐在所	邑智郡邑南町高	邑智郡邑南町のうち高見、原村、上原、和田、伏谷、布施、八色石
	見	
川本警察署阿須那駐在	邑智郡邑南町阿	邑智郡邑南町のうち阿須那、木須田、雪田、戸河内、宇都井、今井
所	須那	
川本警察署口羽駐在所	邑智郡邑南町下	邑智郡邑南町のうち上口羽、下口羽、上田
	口羽	
川本警察署都賀駐在所	邑智郡美郷町都	邑智郡美郷町のうち都賀本郷、上野、都賀西、村之郷、宮内、比敷
	賀本郷	
川本警察署都賀行駐在	邑智郡美郷町都	邑智郡美郷町のうち潮村、長藤、都賀行
所	賀行	

	日市	
川本警察署浜原駐在所	邑智郡美郷町浜 原	邑智郡美郷町のうち亀村、滝原、信喜、上川戸、浜原
川本警察署粕渕駐在所	邑智郡美郷町粕 渕	邑智郡美郷町のうち粕渕、久保、湯抱、高畑、野井
川本警察署吾郷駐在所	邑智郡美郷町簗 瀬	邑智郡美郷町のうち簗瀬、明塚、乙原、奥山、吾郷、高山
川本警察署君谷駐在所	邑智郡美郷町京 覧原	邑智郡美郷町のうち京覧原、内田、地頭所、久喜原、惣森、小林、小林 地、志君、別府、枦谷、小谷、港
江津警察署江津駅前交	江津市江津町	江津市のうち江津町、金田町、嘉久志町、和木町、渡津町、島の星町、
番		浅利町の一部(金川口)、松川町の一部(大田)
江津警察署黒松駐在所	江津市黒松町	江津市のうち黒松町、後地町の一部(波来浜)
江津警察署都治駐在所	江津市後地町	江津市のうち都治町、波積町、後地町(江津警察署黒松駐在所及び同署 浅利駐在所の所管区の区域を除く。)
江津警察署浅利駐在所	江津市浅利町	江津市のうち浅利町 (江津警察署江津駅前交番の所管区の区域を除く。)、後地町の一部 (藪)
江津警察署松平駐在所	江津市川平町	江津市のうち川平町、松川町(江津警察署江津駅前交番の所管区の区域を除く。)
江津警察署都野津駐在	江津市都野津町	江津市のうち都野津町、二宮町
··· 江津警察署川波駐在所		
江津警察署跡市駐在所	江津市跡市町	江津市のうち跡市町(江津警察署有福駐在所の所管区の区域を除 く。)、千田町(江津警察署有福駐在所の所管区の区域を除く。)、井 沢町、清見町
江津警察署有福駐在所	江津市有福温泉町	江津市のうち有福温泉町、跡市町の一部(出原、金口)、千田町の一部 (大年迫)
江津警察署川越駐在所	江津市桜江町大	江津市桜江町のうち川越、田津、大貫、鹿賀、坂本
江津警察署川戸駐在所	江津市桜江町川	江津市桜江町のうち川戸、小田、後山の一部(中)、谷住郷
江津警察署市山駐在所	江津市桜江町市山	江津市桜江町のうち市山、今田、江尾、後山(江津警察署川戸駐在所の 所管区の区域を除く。)、八戸、長谷
浜田警察署浜田駅前交 番	浜田市浅井町	浜田市のうち田町、琵琶町、浅井町、長沢町、生湯町、黒川町、高保町、相生町、朝日町、牛市町、杉戸町、竹迫町、野原町、下府町の一部 (桜ヶ丘町)
浜田警察署西交番	浜田市京町	浜田市のうち松原町、外ノ浦町、殿町、紺屋町、天満町、新町、錦町、 蛭子町、栄町、京町、高田町、片庭町、大辻町、港町、瀬戸ヶ島町、 浜町、真光町、清水町、原町、瀬戸見町、原井町、笠柄町
浜田警察署熱田駐在所	浜田市熱田町	浜田市熱田町(浜田警察署長浜駐在所の所管区の区域を除く。)
浜田警察署長浜駐在所	浜田市長浜町	浜田市のうち長浜町、熱田町の一部(四町内、五町内、八町内、九町内、十町内)、日脚町、周布町の一部(日脚一町内、日脚二町内の一部)

浜田警察署周布駐在所	浜田市周布町	浜田市のうち周布町(浜田警察署長浜駐在所の所管区の区域を く。)、津摩町、治和町、吉地町、穂出町の一部(和田)、西村町、
浜田警察署内村駐在所	浜田市内村町	浜田市のうち内村町、内田町、穂出町(浜田警察署周布駐在所の所管
		の区域を除く。)、鍋石町、櫟田原町、田橋町、横山町、井野町
浜田警察署河内駐在所	浜田市河内町	浜田市のうち河内町、三階町、長見町、後野町、佐野町、宇津井町
浜田警察署上府駐在所	浜田市上府町	浜田市のうち上府町(浜田警察署唐鐘駐在所の所管区の区域を
		く。)、下府町(浜田警察署浜田駅前交番の所管区の区域を除く。)、
		下有福町、大金町、宇野町
浜田警察署唐鐘駐在所	浜田市国分町	浜田市のうち国分町、久代町、上府町の一部(荒相)
浜田警察署今福駐在所	那賀郡金城町大	那賀郡金城町のうち大字今福、大字入野、大字追原、大字久佐、大字
	字今福	津井、大字下来原の一部(下長屋)
浜田警察署雲城駐在所	那賀郡金城町大	那賀郡金城町のうち大字七条、大字上来原、大字下来原(浜田警察署
	字下来原	福駐在所の所管区の区域を除く。)
浜田警察署波佐駐在所	那賀郡金城町大	那賀郡金城町のうち大字波佐、大字長田、大字小国
	字波佐	
浜田警察署今市駐在所	那賀郡旭町大字	那賀郡旭町のうち大字丸原、大字今市、大字坂本
	今市	
浜田警察署和田駐在所	那賀郡旭町大字	那賀郡旭町のうち大字木田、大字和田、大字重富、大字本郷、大字山
	和田	内
浜田警察署都川駐在所	那賀郡旭町大字	那賀郡旭町のうち大字都川、大字来尾、大字市木
	都川	
浜田警察署三隅駐在所	那賀郡三隅町大	那賀郡三隅町のうち大字三隅(浜田警察署三保駐在所の所管区の区域
	字向野田	│ │除く。)、大字向野田(浜田警察署岡見駐在所の所管区の区域を│
		 く。)、大字河内、大字東平原、大字矢原の一部(郷、梅木原)、大
		 黒沢、大字上古和、大字下古和、大字井川
浜田警察署三保駐在所	那賀郡三隅町大	那賀郡三隅町のうち大字折居、大字西河内、大字湊浦、大字古市場、:
	 字三隅	 字三隅の一部(森溝下組)
 浜田警察署岡見駐在所	那賀郡三隅町大	│ │那賀郡三隅町のうち大字向野田の一部(畑)、大字岡見、大字矢原()
	字岡見	 田警察署三隅駐在所の所管区の区域を除く。)
	那賀郡三隅町大	那賀郡三隅町のうち大字井野、大字室谷、大字芦谷
	字井野	
	那賀郡弥栄村大	那賀郡弥栄村のうち大字木都賀、大字田野原、大字野坂
	字木都賀	
 浜田警察署安城駐在所	那賀郡弥栄村大	│ │那賀郡弥栄村のうち大字高内、大字門田、大字小坂、大字栃木、大字
	字長安本郷	 安本郷、大字三里、大字程原、大字大坪、大字稲代
	益田市内田町	
出所		
益田警察署幸町交番	益田市幸町	│ │ 益田市のうち染羽町、七尾町、本町、幸町、三宅町、昭和町、東町、!
		一 井町、大谷町、多田町、久城町、乙吉町、下本郷町、岩倉町、栃山町
		久々茂町、波田町、下波田町、長沢町(益田警察署高城駐在所の所管

益田警察署益田駅前交	益田市駅前町	益田市のうち常盤町、有明町、水分町、元町、駅前町、栄町、赤城町	
番		中島町、中須町、中吉田町、あけぼの東町、あけぼの西町、あけぼの	
		町、須子町、飯田町、高津町、高津一丁目、高津二丁目、高津三丁目	
		高津四丁目、高津五丁目、高津六丁目、高津七丁目、高津八丁目	
益田警察署小野駐在所	益田市戸田町	益田市のうち戸田町、喜阿弥町、小浜町、飯浦町	
益田警察署中西駐在所	益田市白上町	益田市のうち白上町、中垣内町、川登町、内田町、市原町、虫追町	
益田警察署二条駐在所	益田市桂平町	益田市のうち上黒谷町、桂平町、柏原町、愛栄町、黒周町、有田町、	
		濃地町	
益田警察署豊田駐在所	益田市横田町	益田市のうち横田町、安富町、梅月町、本俣賀町、左ヶ山町	
益田警察署高城駐在所	益田市神田町	益田市のうち神田町、向横田町、隅村町、白岩町、薄原町、猪木谷町	
		長沢町の一部 (川平、柿原)	
益田警察署安田駐在所	益田市遠田町	益田市のうち津田町、遠田町、赤雁町、大草町、山折町、乙子町	
益田警察署鎌手駐在所	益田市西平原町	益田市のうち木部町、西平原町、土田町、金山町、下種町、種村町	
益田警察署匹見下駐在	益田市匹見町澄	益田市匹見町のうち澄川、広瀬、石谷	
所	Л		
益田警察署匹見上駐在	益田市匹見町匹	益田市匹見町のうち匹見、紙祖、落合、道川	
所	見		
益田警察署都茂駐在所	益田市美都町山	益田市美都町のうち都茂、山本、仙道、朝倉、笹倉、小原(益田警察	
	本	二川駐在所の所管区の区域を除く。)	
益田警察署二川駐在所	益田市美都町宇	益田市美都町のうち宇津川、板井川、丸茂、久原、三谷、小原の一	
	津川	(小原郷)	
津和野警察署津和野駅	鹿足郡津和野町	鹿足郡津和野町のうち大字中座、大字森村、大字後田、大字鷲原、大	
前交番	大字後田	 町田、大字笹山、大字寺田、大字直地、大字耕田、大字商人	
津和野警察署畑迫駐在	鹿足郡津和野町	鹿足郡津和野町のうち大字高峯、大字田二穂、大字名賀、大字内美、	
所	大字部栄	字部栄、大字邑輝	
津和野警察署木部駐在	鹿足郡津和野町	鹿足郡津和野町のうち大字中川、大字長福、大字中山、大字山下、大	
所	大字中川	 吹野、大字中曽野、大字豊稼	
津和野警察署青原駐在	鹿足郡日原町大	鹿足郡日原町のうち大字青原、大字添谷、大字冨田、大字柳村、大字	
所	字青原	 村、大字商人	
津和野警察署日原駐在	鹿足郡日原町大	│ │ 鹿足郡日原町のうち大字日原、大字河村、大字池村、大字枕瀬、大字	
所	字枕瀬	元、大字須川、大字相撲ヶ原、大字瀧谷	
津和野警察署左鐙駐在	鹿足郡日原町大		
所	字左鐙		
津和野警察署柿木駐在	鹿足郡柿木村大	 鹿足郡柿木村のうち大字木部谷、大字大野原、大字柿木、大字白谷、	
所	字柿木	字下須	
津和野警察署福川駐在	鹿足郡柿木村大		
所	字福川		
津和野警察署七日市駐	鹿足郡六日市町	│ │ 鹿足郡六日市町のうち大字七日市、大字抜月、大字真田、大字上高尻	
在所	大字七日市	大字下高尻	
	鹿足郡六日市町	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
所	大字朝倉		
<u>'''</u> 津和野警察署六日市駐	鹿足郡六日市町	 鹿足郡六日市町のうち大字六日市、大字沢田、大字有飯、大字立河内	

在所	大字六日市	大字幸地、大字広石、大字立戸
津和野警察署蔵木駐在	鹿足郡六日市町	鹿足郡六日市町のうち大字蔵木、大字樋口、大字田野原、大字九郎原
所	大字田野原	
隠岐の島警察署隠岐空	隠岐郡隠岐の島	
港派出所	田丁山甲田丁	
隠岐の島警察署所在地	隠岐の島警察署	隠岐郡隠岐の島町のうち栄町、東町(隠岐の島警察署東郷駐在所の所管
	内	区の区域を除く。)、中町、西町、港町、城北町
隠岐の島警察署磯駐在	隠岐郡隠岐の島	隠岐郡隠岐の島町のうち下西、西田、今津、加茂、岬町
所	町西田	
隠岐の島警察署中条駐	隠岐郡隠岐の島	隠岐郡隠岐の島町のうち原田、上西、有木、池田、平
在所	町原田	
隠岐の島警察署東郷駐	隠岐郡隠岐の島	隠岐郡隠岐の島町のうち東町の一部(網干場、金峯山、金峯山灘、小
在所	町飯田	島、塩浜、中ノ津、姫島、船隠)、大久、釜、犬来、飯田、東郷
隠岐の島警察署布施駐	隠岐郡隠岐の島	隠岐郡隠岐の島町のうち飯美、卯敷、布施
在所	町布施	
隠岐の島警察署中駐在	隠岐郡隠岐の島	隠岐郡隠岐の島町のうち中村、元屋、湊、西村、伊後(隠岐の島警察署
所	町中村	五箇駐在所の所管区の区域を除く。)
隠岐の島警察署五箇駐	隠岐郡隠岐の島	隠岐郡隠岐の島町のうち伊後の一部(向ケ丘の3)、北方、久見、小
在所	町北方	路、郡、代、竹島官有無番地、那久路、苗代田、南方、山田
隠岐の島警察署都万駐	隠岐郡隠岐の島	隠岐郡隠岐の島町のうち蔵田、蛸木、津戸、都万、那久、油井
在所	町都万	
浦郷警察署所在地	浦郷警察署内	隠岐郡西ノ島町のうち大字浦郷、大字美田の一部(船越)
浦郷警察署別府駐在所	隠岐郡西ノ島町	隠岐郡西ノ島町のうち大字美田(浦郷警察署所在地の所管区の区域を除
	大字美田	く。)、大字別府、大字宇賀
浦郷警察署知夫駐在所	隠岐郡知夫村	隠岐郡知夫村
浦郷警察署海士駐在所	隠岐郡海士町大	隠岐郡海士町のうち大字海士、大字宇受賀、大字豊田
	字海士	
浦郷警察署知々井駐在	隠岐郡海士町大	隠岐郡海士町のうち大字福井、大字御波、大字崎、大字知々井
所	字知々井	

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

市町村合併に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年3月18日

島根県公安委員会委員長 増 原 久 子

島根県公安委員会規則第5号

市町村合併に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部改正)

第1条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則(昭和33年島根県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

本則の表出雲警察署西浜駐在所の項中「簸川郡湖陵町大字大池」を「出雲市湖陵町大池」に改め、同表出雲警察署江

南駐在所の項位置の欄中「簸川郡湖陵町大字三部」を「出雲市湖陵町三部」に改め、同項所管区の区域の欄中「簸川郡湖陵町大字畑村」を「出雲市湖陵町畑村」に改め、同表出雲警察署岐久駐在所の項位置の欄中「簸川郡多伎町大字多岐」を「出雲市多伎町多岐」に改め、同項所管区の区域の欄中「簸川郡多伎町大字小田」を「出雲市多伎町小田」に改め、同表出雲警察署田儀駐在所の項位置の欄中「簸川郡多伎町大字口田儀」を「出雲市多伎町口田儀」に改め、同項所管区の区域の欄中「簸川郡多伎町大字奥田儀」を「出雲市多伎町奥田儀」に改め、同表出雲警察署窪田駐在所の項中「簸川郡佐田町大字一窪田」を「出雲市佐田町一窪田」に改め、同表出雲警察署須佐駐在所の項位置の欄中「簸川郡佐田町大字反辺」を「出雲市佐田町反辺」に改め、同項所管区の区域の欄中「簸川郡佐田町大字宮内」を「出雲市佐田町 須佐」に改める。

本則の表平田警察署の項中「平田市」を「出雲市」に改める。

本則の表大社警察署署所在地の項中「簸川郡大社町大字杵築東」を「出雲市大社町杵築東」に改め、同表大社警察署日御碕駐在所の項中「簸川郡大社町大字日御碕」を「出雲市大社町日御碕」に改め、同表大社警察署鵜鷺駐在所の項中「簸川郡大社町大字鷺浦」を「出雲市大社町鷺浦」に改める。

第2条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を次のように改正する。

本則の表松江警察署森山駐在所の項中「八束郡美保関町大字森山」を「松江市美保関町森山」に改め、同表松江警察 署美保関駐在所の項中「八束郡美保関町大字美保関」を「松江市美保関町美保関」に改め、同表松江警察署七類駐在所 の項位置の欄中「八束郡美保関町大字七類」を「松江市美保関町七類」に改め、同項所管区の区域の欄中「八束郡美保 関町大字片江」を「松江市美保関町片江」に改め、同表松江警察署千酌駐在所の項位置の欄中「八束郡美保関町大字千 酌」を「松江市美保関町千酌」に改め、同項所管区の区域の欄中「八束郡美保関町大字菅浦」を「松江市美保関町菅 浦」に改め、同表松江警察署八束駐在所の項位置の欄中「八束郡八束町大字波入」を「松江市八束町波入」に改め、同 項所管区の区域の欄中「八束郡八束町」を「松江市八束町」に改め、同表松江警察署佐太駐在所の項中「八束郡鹿島町 大字佐陀本郷」を「松江市鹿島町佐陀本郷」に改め、同表松江警察署恵曇駐在所の項位置の欄中「八束郡鹿島町大字古 浦」を「松江市鹿島町古浦」に改め、同項所管区の区域の欄中「八束郡鹿島町大字古浦、恵曇町」を「松江市鹿島町古 浦、恵曇」に改め、同表松江警察署講武駐在所の項中「八束郡鹿島町大字北講武」を「松江市鹿島町北講武」に改め、 同表松江警察署大芦駐在所の項中「八束郡島根町大字大芦」を「松江市島根町大芦」に改め、同表松江警察署野波駐在 所の項中「八束郡島根町大字野波」を「松江市島根町野波」に改め、同表松江警察署八雲駐在所の項位置の欄中「八束 郡八雲村大字西岩坂」を「松江市八雲町西岩坂」に改め、同項所管区の区域の欄中「八束郡八雲村」を「松江市八雲 町」に改め、同表松江警察署玉湯駐在所の項位置の欄中「八束郡玉湯町大字玉造」を「松江市玉湯町玉造」に改め、同 項所管区の区域の欄中「八束郡玉湯町」を「松江市玉湯町」に改め、同表松江警察署来待駐在所の項位置の欄中「八束 郡宍道町大字東来待」を「松江市宍道町東来待」に改め、同項所管区の区域の欄中「八束郡宍道町大字上来待」を「松 江市宍道町上来待」に改め、同表松江警察署宍道駐在所の項位置の欄中「八束郡宍道町大字佐々布」を「松江市宍道町 佐々布」に改め、同項所管区の区域の欄中「八束郡宍道町大字宍道」を「松江市宍道町宍道」に改める。

本則の表三成警察署署所在地の項中「仁多郡仁多町大字三成」を「仁多郡奥出雲町三成」に改め、同表三成警察署阿井駐在所の項中「仁多郡仁多町大字上阿井」を「仁多郡奥出雲町上阿井」に改め、同表三成警察署布勢駐在所の項位置の欄中「仁多郡仁多町大字馬馳」を「仁多郡奥出雲町馬馳」に改め、同項所管区の区域の欄中「仁多郡仁多町大字佐白」を「仁多郡奥出雲町佐白」に改め、同表三成警察署亀嵩駐在所の項中「仁多郡横田町大字亀嵩」を「仁多郡奥出雲町亀富」に改め、同表三成警察署鳥上駐在所の項中「仁多郡横田町大字大呂」を「仁多郡奥出雲町大呂」に改め、同表三成警察署鳥上駐在所の項中「仁多郡横田町大字大呂」を「仁多郡奥出雲町大呂」に改め、同表三成警察署八川駐在所の項中「仁多郡横田町大字下横田」を「仁多郡奥出雲町下横田」に改め、同表三成警察署馬木駐在所の項中「仁多郡横田町大字大馬木」を「仁多郡奥出雲町大馬木」に改める。

(島根県道路交通法施行細則の一部改正)

第3条 島根県道路交通法施行細則(昭和55年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表一般国道 9 号 (松江道路) の項中「八束郡玉湯町布志名」を「松江市玉湯町布志名」に改め、同表一般国道54号の項及び主要地方道 宍道インター線の項中「八束郡宍道町大字佐々布」を「松江市宍道町佐々布」に改める。

(島根県警備業法施行細則の一部改正)

第4条 島根県警備業法施行細則(昭和58年島根県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「仁多町、横田町」を「奥出雲町」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部改正)

第5条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(昭和60年島根県公安委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

別表中	いずも大蛇祭りのある日の翌日	出雲市の区域	を
別表中	いずも大蛇祭り、平田まつり、ご縁祭りのある 日の翌日	出雲市の区域	に改め、同表平田まつりのある

日の翌日の項及びご縁祭りのある日の翌日の項を削る。

第6条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を次のように改正する。

Г				
別表中	三成あたご神社例祭のある日の翌日	仁多郡仁多町の区域	+	
加农中	横田えびす祭り、あたご祭りのある日の翌日	仁多郡横田町の区域		

三成あたご神社例祭、	横田えびす祭り、	あたご	仁多郡奥出雲町の区域	に改める。
祭りのある日の翌日				にはめる。

附 則

この規則中第 1 条及び第 5 条の規定は平成17年 3 月22日から、第 2 条から第 4 条まで及び第 6 条の規定は平成17年 3 月31日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第21号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第68号)によって警察署が再編されることに関連して、次のとおり警察署の業務の一部を行う分庁舎を設置することとしたので告示する。

平成17年3月18日

島根県公安委員会委員長 増 原 久 子

1 分庁舎の名称及び位置

名 称	位 置		
雲南警察署三成庁舎	仁多郡奥出雲町		
雲南警察署掛合庁舎	雲南市掛合町		
出雲警察署平田庁舎	出雲市平田町		
出雲警察署大社庁舎	出雲市大社町		
大田警察署温泉津庁舎	邇摩郡温泉津町		

2 分庁舎の使用

分庁舎は、交番として使用するほか、警察運営に必要な活動のために使用する。

3 分庁舎の業務開始日

平成17年4月1日